

令和元年第3回神奈川県議会定例会

提出議案説明附属資料

(9月6日提案分)

総務局

## 目 次

	ページ
1 職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例関連の新旧対照表 .....	1
2 神奈川県手数料条例 新旧対照表 .....	27
3 企業の立地の促進に係る不動産取得税の税率の特例に関する条例 新旧対照表 .....	33
4 分庁舎新築工事の概要 .....	35



改 正	現 行
<p>与)</p> <p>第4条 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び臨時的任用職員の給与の種類及び基準については、職員の給与との均衡を考慮して管理者が定める。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>第5条 (略)</p>	<p>_____</p> <p>第4条 企業職員で期間を定めて雇い入れたもの（法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用されたものを除く。）及び非常勤のもの（法第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用されたものを除く。）の給与の種類及び基準については、職員の給与との均衡を考慮して管理者が定める。</p> <p>第5条 (略)</p>

職員の退職手当に関する条例（昭和29年神奈川県条例第7号）新旧対照表  
（第4条関係）

改 正	現 行
<p>第1条 (略)</p> <p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。</p> <p>3 <u>地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、前項の規定は、適用しない。</u></p> <p>第2条の2～第6条の4 (略)</p> <p>(一般の退職手当の額に係る特例)</p> <p>第6条の5 (略)</p> <p>2 前項の「基本給月額」とは、<u>職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例</u>（昭和32年神奈川県条例第52号）又は学校職員の</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。</p> <p>(新規)</p> <p>第2条の2～第6条の4 (略)</p> <p>(一般の退職手当の額に係る特例)</p> <p>第6条の5 (略)</p> <p>2 前項の「基本給月額」とは、<u>職員の給与に関する条例</u>（昭和32年神奈川県条例第52号）又は学校職員の</p>

改 正	現 行
<p>給与等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第56号）の規定による給料表の適用を受ける職員については、給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とし、その他の職員については、この基本給月額に準じて人事委員会規則で定める額とする。</p> <p>第7条～第11条（略） （懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）</p> <p>第12条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、任命権者は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行つた非違の内容及び程度、当該非違に至つた経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職 _____又はこれに準ずる退職をした者</p> <p>2・3（略）</p> <p>第13条～第20条（略）</p> <p>附 則</p> <p>1～26（略）</p> <p>27 退職した者の基礎在職期間中に給料月額の減額改定（平成18年3月31日以前に行われた給料月額の減額改定で人事委員会が定めるものを除く。）によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の給料月額が減額前の給料月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする条例の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による給料月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、第6条の5第2項に規定する<u>職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例</u>又は学校職</p>	<p>給与等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第56号）の規定による給料表の適用を受ける職員については、給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とし、その他の職員については、この基本給月額に準じて人事委員会規則で定める額とする。</p> <p>第7条～第11条（略） （懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）</p> <p>第12条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、任命権者は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行つた非違の内容及び程度、当該非違に至つた経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職（<u>同法第16条第1号に該当する場合を除く。</u>）又はこれに準ずる退職をした者</p> <p>2・3（略）</p> <p>第13条～第20条（略）</p> <p>附 則</p> <p>1～26（略）</p> <p>27 退職した者の基礎在職期間中に給料月額の減額改定（平成18年3月31日以前に行われた給料月額の減額改定で人事委員会が定めるものを除く。）によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の給料月額が減額前の給料月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする条例の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による給料月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、第6条の5第2項に規定する<u>職員の給与に関する条例</u>又は学校職</p>

改 正	現 行
<p>員の給与等に関する条例の規定による給料表の適用を受ける職員に係る基本給月額に含まれる給料の月額及び同項に規定するその他の職員に係る基本給月額に含まれる給料月額に相当するものとして人事委員会規則で定めるものについては、この限りでない。</p> <p>28 次の表に掲げる勤務箇所に退職時に勤務していた同表の職員の欄に掲げる職員の退職手当の基礎となる給料月額は、同表に掲げる職員の職務の級に応じそれぞれ同表の金額欄に掲げる金額に、次の各号に掲げる退職した者の区分に応じ当該各号に掲げる割合を乗じて得た金額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を加えて得た額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 平成31年4月1日から<u>令和2年3月31日</u>までの間に退職した者 5分の2</p> <p>(4) <u>令和2年4月1日</u>から<u>令和3年3月31日</u>までの間に退職した者 5分の1</p> <p>(略)</p> <p>29 <u>令和4年3月31日</u>以前に退職した職員に対する第10条第9項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中（中略）とする。</p>	<p>員の給与等に関する条例の規定による給料表の適用を受ける職員に係る基本給月額に含まれる給料の月額及び同項に規定するその他の職員に係る基本給月額に含まれる給料月額に相当するものとして人事委員会規則で定めるものについては、この限りでない。</p> <p>28 次の表に掲げる勤務箇所に退職時に勤務していた同表の職員の欄に掲げる職員の退職手当の基礎となる給料月額は、同表に掲げる職員の職務の級に応じそれぞれ同表の金額欄に掲げる金額に、次の各号に掲げる退職した者の区分に応じ当該各号に掲げる割合を乗じて得た金額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を加えて得た額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 平成31年4月1日から<u>平成32年3月31日</u>までの間に退職した者 5分の2</p> <p>(4) <u>平成32年4月1日</u>から<u>平成33年3月31日</u>までの間に退職した者 5分の1</p> <p>(略)</p> <p>29 <u>平成34年3月31日</u>以前に退職した職員に対する第10条第9項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中（中略）とする。</p>

職員の旅費に関する条例（昭和31年神奈川県条例第26号）新旧対照表  
 〈第5条関係〉

改 正	現 行
<p style="text-align: center;">職員の旅費及び旅行に要する費用の弁償に関する条例</p> <p>目次            第1章～第3章 (略)            第4章 雑則（第34条～<u>第39条</u>）            附則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、公務のため旅行する職員に対し支給する<u>旅費及び旅行に要する費用の弁償</u>に関し必要な事項を定め、公務の円滑な運営に資するとともに、<u>県費の適正な支出を</u>図ることを目的とする。</p>	<p style="text-align: center;">職員の旅費に関する条例</p> <p>目次            第1章～第3章 (略)            第4章 雑則（第34条～<u>第38条</u>）            附則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、他の条例に特別の定<u>が</u>ある場合を除くほか、公務のため旅行する職員に対し支給する<u>旅費</u>_____<u>に</u>関し必要な事項を定め、公務の円滑な運営に資すると<u>共に</u>_____<u>、</u>県費の適正な支出を<u>図る</u>ことを目的とする。</p>

改 正	現 行
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 この条例において「何級の職務」という場合には、<u>職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例</u>（昭和32年神奈川県条例第52号）第3条第1項第1号に掲げる行政職給料表(1)による当該級の職務及び同表の適用を受けない者については、知事が規則で定めるこれに相当する職務をいうものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第3条～36条 (略)</p> <p><u>(費用弁償)</u></p> <p>第37条 <u>地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員の出張又は赴任に要する費用の弁償については、旅費の支給の例による。</u></p> <p>第38条 (略)</p> <p>第39条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 この条例を教育委員会の事務部局の職員及び県立の学校その他の教育機関の職員に適用するにあつては、第2条第1項第9号、同条第2項、第3条第4項及び第5項、第4条第5項、第12条第4項、第17条第5項、<u>第38条、第39条並びに別表第2の1</u> 日当、宿泊料及び食事料の表の備考1中「知事」とあるのは「教育委員会」と読み替えるものとする。</p> <p>4 この条例を警察職員に適用するにあつては、第2条第1項第9号、同条第2項、第3条第4項及び第5項、第4条第5項、第12条第4項、第17条第5項、<u>第38条、第39条並びに別表第2の1</u> 日当、宿泊料及び食事料の表の備考1中「知事」とあるのは、「公安委員会」と読み替えるものとする。</p> <p>5 (略)</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 この条例において「何級の職務」という場合には、<u>職員の給与に関する条例</u>（昭和32年神奈川県条例第52号）第3条第1項第1号に掲げる行政職給料表(1)による当該級の職務及び同表の適用を受けない者については、知事が規則で定めるこれに相当する職務をいうものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第3条～第36条 (略)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>第37条 (略)</p> <p>第38条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 この条例を教育委員会の事務部局の職員及び県立の学校その他の教育機関の職員に適用するにあつては、第2条第1項第9号、同条第2項、第3条第4項及び第5項、第4条第5項、第12条第4項、第17条第5項、<u>第37条、第38条並びに別表第2の1</u> 日当、宿泊料及び食事料の表の備考1中「知事」とあるのは「教育委員会」と読み替えるものとする。</p> <p>4 この条例を警察職員に適用するにあつては、第2条第1項第9号、同条第2項、第3条第4項及び第5項、第4条第5項、第12条第4項、第17条第5項、<u>第37条、第38条並びに別表第2の1</u> 日当、宿泊料及び食事料の表の備考1中「知事」とあるのは、「公安委員会」と読み替えるものとする。</p> <p>5 (略)</p>

市町村立学校県費負担教職員の分限に関する条例（昭和31年神奈川県条例第35号）新旧対照表  
 〈第6条関係〉

改 正	現 行
<p>(休職の効果)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>5 法第22条の2第1項に規定する会計年度任</u></p>	<p>(休職の効果)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>(新規)</u></p>





改 正	現 行
<p>の職員に適用するものとする。</p> <p>第4条～第14条の3 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第15条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第15条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員(基準日において新たにこの条例の適用を受けることとなつた者その他の人事委員会規則で定める者を除く。)に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日(次条及び第15条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し</p> <hr/> <p>__、又は死亡した職員等で人事委員会規則で定めるものについても、同様とする。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>第15条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員</p> <hr/> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの</p> <p>第15条の3 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第16条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員(基準日において新たにこの条例の適用を受ける</p>	<p>の職員に適用するものとする。</p> <p>第4条～第14条の3 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第15条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第15条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員(基準日において新たにこの条例の適用を受けることとなつた者その他の人事委員会規則で定める者を除く。)に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日(次条及び第15条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、<u>若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し</u>、又は死亡した職員等で人事委員会規則で定めるものについても、同様とする。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>第15条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員<u>(同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)</u></p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの</p> <p>第15条の3 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第16条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員(基準日において新たにこの条例の適用を受ける</p>

改 正	現 行
<p>こととなつた者その他の人事委員会規則で定める者を除く。) に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し_____</p> <p>_____、又は死亡した職員等で人事委員会規則で定めるものについても、同様とする。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第16条の2～第18条 (略)</p> <p>(会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償)</p> <p>第18条の2 <u>地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員(以下この条において「第1号会計年度任用職員」という。)</u> については、<u>常勤の職員の給与との権衡等を考慮して、予算の範囲内で、報酬、期末手当及び通勤に要する費用を支給する。</u></p> <p>2 <u>基本報酬(常勤の職員に支給される給料に相当する報酬をいう。以下この条において同じ。)</u> の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じて、当該各号に掲げる職務の級における最高の号給の額を超えない範囲内において、<u>職務の経験、従事する職務の特殊性等に応じて任命権者が決定する。</u></p> <p>(1) <u>次号から第6号までに該当する者以外の者</u> <u>行政職給料表(1)の1級</u></p> <p>(2) <u>機器の運転操作、庁舎の監視及びこれらに準ずる業務に従事する者</u> <u>行政職給料表(2)の1級</u></p> <p>(3) <u>医師及び歯科医師</u> <u>医療職給料表(1)の2級</u></p> <p>(4) <u>医療技術職員、獣医師その他これらに類する者</u> <u>医療職給料表(2)の2級</u></p> <p>(5) <u>助産師、看護師、准看護師その他これらに類する者</u> <u>医療職給料表(3)の2級</u></p> <p>(6) <u>社会福祉施設等に勤務し、指導、保育、介護等の業務に従事する者その他これに類する者</u> <u>福祉職給料表の1級</u></p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、従事する職務の性質その他特別の事情により同項の規定により難しい場合には、任命権者は、これらの事情</u></p>	<p>こととなつた者その他の人事委員会規則で定める者を除く。) に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、<u>若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し</u>、又は死亡した職員等で人事委員会規則で定めるものについても、同様とする。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第16条の2～第18条 (略)</p> <p>(新規)</p>

改 正	現 行
<p>に<del>応じて基本報酬の額を決定することができる。</del></p> <p>4 <del>基本報酬は、月額、日額又は時間額とする。</del></p> <p>5 <del>任命権者は、基本報酬の額に、第1号会計年度任用職員が従事する職務の内容及び特殊性を考慮して、常勤の職員に支給される手当の額に相当する額を加えた額をもって報酬の額とすることができる。この場合において、各手当に相当する額は、常勤の職員に支給される手当の額を超えない額とする。</del></p> <p>6 <del>6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する第1号会計年度任用職員（その任期が6月以上の者であつて1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上のものその他任命権者が定める者に限る。）については、常勤の職員の例により計算した額の期末手当を支給する。</del></p> <p>7 <del>第1項の通勤に要する費用の額は、第9条の5の規定による通勤手当に相当する額とし、常勤の職員に支給される通勤手当の額を超えない範囲内において任命権者が定める。</del></p> <p>8 <del>第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び通勤に要する費用は、職員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。</del></p> <p>9 <del>前各項に規定するもののほか、第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び通勤に要する費用の支給に関し必要な事項は、任命権者が定める。</del>  <del>（会計年度任用職員の給料及び手当）</del></p> <p><u>第18条の3 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下この条において「第2号会計年度任用職員」という。）については、常勤の職員の給与との権衡等を考慮して、予算の範囲内で、給料及び手当を支給する。</u></p> <p>2 <u>前項の給料の額は、前条第2項各号に掲げる者の区分に応じて、当該各号に掲げる職務の級における最高の号給の額を超えない範囲内において、職務の経験、従事する職務の特殊性等に応じて任命権者が決定する。</u></p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、従事する職務の性質その他特別の事情により同項の規定により難しい場合には、任命権者は、これらの事情</u></p>	<p>(新規)</p>

改 正	現 行
<p><u>に応じて給料の額を決定することができる。</u></p> <p><u>4 第1項の給料は、月額とする。</u></p> <p><u>5 第2号会計年度任用職員については、従事する職務の内容及び特殊性を考慮して、常勤の職員に支給される手当の額を超えない範囲内において、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当又は勤勉手当を支給する。ただし、期末手当及び勤勉手当は、任期が6月以上の者その他任命権者が定める者に限り支給する。</u></p> <p><u>6 第2号会計年度任用職員の給料及び手当は、職員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。</u></p> <p><u>7 前各項に規定するもののほか、第2号会計年度任用職員の給料及び手当の支給に関し必要な事項は、任命権者が定める。</u></p> <p>(臨時的任用職員_____の給与)</p> <p>第19条 (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>第20条～第22条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～21 (略)</p> <p>(給料表異動等における号給の決定等の特例)</p> <p>22 第5条第1項及び第2項の規定により給料表の適用を異にする異動その他の人事委員会規則で定める異動等(以下「給料表異動等」という。)をした者の号給を決定する場合において、同条第1項及び第2項の規定により受けるべき号給(以下「新号給」という。)が当該給料表異動等をした日の前日に受けていた号給(この条例に相当する条例その他の規程の規定によるこれに相当する号給(学校職員の給与等に関する条例(昭和32年神奈川県条例第56号)別表第1の備考2の規定の適用を受ける者にあつては、これらの規定の適用がないものとしたものをいう。)を含む。以下「旧号給」という。)に達しないこととなるとき(人事委員会規則で定める場合を除く。)のその者に対する当該給料表異動等を</p>	<p>(臨時的任用職員及び非常勤職員の給与)</p> <p>第19条 (略)</p> <p><u>2 非常勤職員(短時間勤務職員を除く。)については、任命権者は、常勤の職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で、給与を支給する。</u></p> <p>第20条～第22条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～21 (略)</p> <p>(給料表異動等における号給の決定等の特例)</p> <p>22 第5条第1項及び第2項の規定により給料表の適用を異にする異動その他の人事委員会規則で定める異動等(以下「給料表異動等」という。)をした者の号給を決定する場合において、同条第1項及び第2項の規定により受けるべき号給(以下「新号給」という。)が当該給料表異動等をした日の前日に受けていた号給(この条例に相当する条例その他の規程の規定によるこれに相当する号給(学校職員の給与等に関する条例(昭和32年神奈川県条例第56号)別表第1の備考2の規定の適用を受ける者にあつては、これらの規定の適用がないものとしたものをいう。)を含む。以下「旧号給」という。)に達しないこととなるとき(人事委員会規則で定める場合を除く。)のその者に対する当該給料表異動等を</p>

改正	現行
<p>した日における号給については、同条第1項及び第2項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、旧号給に相当する号給（旧号給の給料月額がその者の属する職務の級における最高の号給（以下この項において「最高号給」という。）の給料月額を超えるときは、最高号給）の範囲内で新号給を超えて決定することができるものとし、旧号給の給料月額が最高号給の給料月額を超えることとなる場合においては、人事委員会規則の定めるところにより、当該最高号給の給料月額のほか、旧号給の給料月額との差額に相当する額を給料として支給することができる。この場合において、当該差額に相当する額を支給される職員に関する第7条の2第2項、第15条第5項（第16条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第17条の2第2項並びに附則第48項、第50項及び第53項並びに職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和32年神奈川県条例第53号。以下この項において「特勤条例」という。）第21条第2項の規定の適用については、第7条の2第2項、第15条第5項及び第17条の2第2項並びに附則第48項、第50項及び第53項中「給料月額」とあるのは「給料月額と附則第22項に規定する差額に相当する額との合計額」とし、特勤条例第21条第2項中「給料月額」とあるのは「給料月額と職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例附則第22項に規定する差額に相当する額との合計額」とする。</p> <p>23～55（略）</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <p>行政職給料表（1）</p> <p>（略）</p> <p>備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、<u>地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び臨時的任用職員</u>を除く。</p> <p>別表第2～別表第11（略）</p>	<p>した日における号給については、同条第1項及び第2項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、旧号給に相当する号給（旧号給の給料月額がその者の属する職務の級における最高の号給（以下この項において「最高号給」という。）の給料月額を超えるときは、最高号給）の範囲内で新号給を超えて決定することができるものとし、旧号給の給料月額が最高号給の給料月額を超えることとなる場合においては、人事委員会規則の定めるところにより、当該最高号給の給料月額のほか、旧号給の給料月額との差額に相当する額を給料として支給することができる。この場合において、当該差額に相当する額を支給される職員に関する第7条の2第2項、第15条第5項（第16条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第17条の2第2項並びに附則第48項、第50項及び第53項並びに職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和32年神奈川県条例第53号。以下この項において「特勤条例」という。）第21条第2項の規定の適用については、第7条の2第2項、第15条第5項及び第17条の2第2項並びに附則第48項、第50項及び第53項中「給料月額」とあるのは「給料月額と附則第22項に規定する差額に相当する額との合計額」とし、特勤条例第21条第2項中「給料月額」とあるのは「給料月額と職員の給与に関する条例 __附則第22項に規定する差額に相当する額との合計額」とする。</p> <p>23～55（略）</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <p>行政職給料表（1）</p> <p>（略）</p> <p>備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、<u>第19条に規定する職員</u> _____を除く。</p> <p>別表第2～別表第11（略）</p>

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第54号）新旧対照表  
（第9条関係）

改 正	現 行
<p>第1条～第16条 (略) (介護休暇)</p> <p>第16条の2 (略) 2 (略)</p> <p>3 介護休暇については、<u>職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例</u> (昭和32年神奈川県条例第52号) 第9条の3の規定にかかわらず、その期間の勤務しない1時間につき、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。</p> <p>第16条の3～第17条の2 (略) (時間外勤務代休時間)</p> <p>第17条の3 任命権者は、<u>職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例</u>第11条第4項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、人事委員会規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(次項において「時間外勤務代休時間」という。)として、人事委員会規則で定める期間内にある第3条第1項及び次条の規定により勤務時間が割り振られた日(休日を除く。)に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>第18条・第18条の2 (略) (再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員の勤務時間等)</p> <p>第19条 地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員、<u>臨時的任用職員及び非常勤職員</u>の勤務時間等については、別に人事委員会規則の定めるところによる。</p> <p>第20条 (略)</p>	<p>第1条～第16条 (略) (介護休暇)</p> <p>第16条の2 (略) 2 (略)</p> <p>3 介護休暇については、<u>職員の給与に関する条例</u> (昭和32年神奈川県条例第52号) 第9条の3の規定にかかわらず、その期間の勤務しない1時間につき、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。</p> <p>第16条の3～第17条の2 (略) (時間外勤務代休時間)</p> <p>第17条の3 任命権者は、<u>職員の給与に関する条例</u>第11条第4項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、人事委員会規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(次項において「時間外勤務代休時間」という。)として、人事委員会規則で定める期間内にある第3条第1項及び次条の規定により勤務時間が割り振られた日(休日を除く。)に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>第18条・第18条の2 (略) (再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員の勤務時間等)</p> <p>第19条 地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員、<u>臨時的任用職員及び常勤を要しない職員</u>の勤務時間等については、別に人事委員会規則の定めるところによる。</p> <p>第20条 (略)</p>

学校職員の給与等に関する条例(昭和32年神奈川県条例第56号)新旧対照表  
(第10条関係)

改 正	現 行
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、別に条例で定めるものを除き、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項、<u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第5項</u>、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、別に条例で定めるものを除き、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項、<u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162</u></p>

改 正	現 行
<p>号) 第42条及び市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第3条の規定に基づき、<u>県立学校の職員並びに同法第1条及び第2条に規定する職員の給料その他の給与等に関する事項を定めることを目的とする。</u></p> <p>第1条の2～第2条 (略) (給料表)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の給料表(以下「給料表」という。)は、<u>地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び同法第22条の3第1項の規定により臨時的に任用された職員(第23条において「臨時的任用職員」という。)</u>以外の<u>全て</u>の職員に適用するものとする。</p> <p>第4条～第18条の3 (略) (期末手当)</p> <p>第19条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第19条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員(基準日において新たにこの条例の適用を受けることとなつた者その他の人事委員会規則で定める者を除く。)に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日(次条及び第19条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し_____</p> <p>____、又は死亡した職員等で人事委員会規則で定めるものについても、同様とする。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>第19条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員_____</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日ま</p>	<p>号) 第42条及び市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第3条の規定に基づき、<u>県立学校の職員並びに同法第1条及び第2条に規定する職員の給料その他の給与等に関する事項を定めることを目的とする。</u></p> <p>第1条の2～第2条 (略) (給料表)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の給料表(以下「給料表」という。)は、<u>第23条に規定する職員</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>以外の<u>すべての</u>職員に適用するものとする。</p> <p>第4条～第18条の3 (略) (期末手当)</p> <p>第19条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第19条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員(基準日において新たにこの条例の適用を受けることとなつた者その他の人事委員会規則で定める者を除く。)に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日(次条及び第19条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、<u>若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し</u>、又は死亡した職員等で人事委員会規則で定めるものについても、同様とする。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>第19条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員<u>(同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)</u></p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日ま</p>

改 正	現 行
<p>での間に禁錮以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの</p> <p>第19条の3 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第20条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（基準日において新たにこの条例の適用を受けることとなつた者その他の人事委員会規則で定める者を除く。）に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し</p> <hr/> <p>、又は死亡した職員等で人事委員会規則で定めるものについても、同様とする。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第20条の2～第22条 (略)</p> <p>(会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償)</p> <p>第22条の2 <u>地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下この条において「第1号会計年度任用職員」という。）については、常勤の職員の給与との権衡等を考慮して、予算の範囲内で、報酬、期末手当及び通勤に要する費用を支給する。</u></p> <p>2 <u>基本報酬（常勤の職員に支給される給料に相当する報酬をいう。以下この条において同じ。）の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じて、当該各号に掲げる職務の級における最高の号給の額を超えない範囲内において、職務の経験、従事する職務の特殊性等に応じて教育委員会が決定する。</u></p> <p>(1) <u>次号から第8号までに該当する者以外の者 学校行政職給料表の1級</u></p> <p>(2) <u>講師その他これに類する者 教育職給料表の2級</u></p> <p>(3) <u>学校栄養職員 学校栄養職給料表の1級</u></p>	<p>での間に禁錮以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの</p> <p>第19条の3 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第20条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（基準日において新たにこの条例の適用を受けることとなつた者その他の人事委員会規則で定める者を除く。）に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、<u>若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し</u>、又は死亡した職員等で人事委員会規則で定めるものについても、同様とする。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第20条の2～第22条 (略)</p> <p>(新規)</p>



改 正	現 行
<p>(4) <u>機器の運転操作、庁舎の監視及びこれらに準ずる業務に従事する者 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例(昭和32年神奈川県条例第52号。以下「給与条例」という。)</u> 第3条第1項第2号の行政職給料表(2)の1級</p> <p>(5) <u>医師及び歯科医師 給与条例第3条第1項第8号の医療職給料表(1)の2級</u></p> <p>(6) <u>医療技術職員その他これに類する者 給与条例第3条第1項第9号の医療職給料表(2)の2級</u></p> <p>(7) <u>看護師、准看護師その他これらに類する者 給与条例第3条第1項第10号の医療職給料表(3)の2級</u></p> <p>(8) <u>特別支援学校等に勤務し、指導、保育、介護等の業務に従事する者その他これに類する者 給与条例第3条第1項第11号の福祉職給料表の1級</u></p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、従事する職務の性質その他特別の事情により同項の規定により難しい場合には、教育委員会は、これらの事情に応じて基本報酬の額を決定することができる。</u></p> <p>4 <u>基本報酬は、月額、日額又は時間額とする。</u></p> <p>5 <u>教育委員会は、基本報酬の額に、第1号会計年度任用職員が従事する職務の内容及び特殊性を考慮して、常勤の職員に支給される手当(第2項第4号から第8号までに掲げる者にあつては、給与条例第3条第1項第2号又は第8号から第11号までに掲げる給料表の適用を受ける者に支給される手当のうち教育委員会が定めるものを含む。以下この項において同じ。)の額に相当する額を加えた額をもつて報酬の額とすることができる。この場合において、各手当に相当する額は、常勤の職員に支給される手当の額を超えない額とする。</u></p> <p>6 <u>6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する第1号会計年度任用職員(その任期が6月以上の者であつて1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上のものその他教育委員会が定める者に限る。)については、常勤の職員の例により計算した額の期末手当を支給する。</u></p>	

改 正	現 行
<p>7 <u>第1項の通勤に要する費用の額は、第9条の5の規定による通勤手当に相当する額とし、常勤の職員に支給される通勤手当の額を超えない範囲内において教育委員会が定める。</u></p> <p>8 <u>第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び通勤に要する費用は、職員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。</u></p> <p>9 <u>前各項に規定するもののほか、第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び通勤に要する費用の支給に関し必要な事項は、教育委員会が定める。</u>  <u>(会計年度任用職員の給料及び手当)</u></p> <p><u>第22条の3 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下この条において「第2号会計年度任用職員」という。）については、常勤の職員の給与との権衡等を考慮して、予算の範囲内で、給料及び手当を支給する。</u></p> <p>2 <u>前項の給料の額は、前条第2項各号に掲げる者の区分に応じて、当該各号に掲げる職務の級における最高の号給の額を超えない範囲内において、職務の経験、従事する職務の特殊性等に応じて教育委員会が決定する。</u></p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、従事する職務の性質その他特別の事情により同項の規定により難しい場合には、教育委員会は、これらの事情に応じて給料の額を決定することができる。</u></p> <p>4 <u>第1項の給料は、月額とする。</u></p> <p>5 <u>第2号会計年度任用職員については、従事する職務の内容及び特殊性を考慮して、常勤の職員に支給される手当の額を超えない範囲内において、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、へき地手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当又は産業教育手当を支給する。ただし、期末手当及び勤勉手当は、任期が6月以上の者その他教育委員会が定める者に限り、支給する。</u></p> <p>6 <u>前項に規定する手当のほか、前条第2項第4号から第8号までに掲げる者については、</u></p>	<p>(新規)</p>

改 正	現 行
<p><u>給与条例第3条第1項第2号又は第8号から第11号までに掲げる給料表の適用を受ける者の例により、初任給調整手当又は夜間勤務手当を支給する。</u></p> <p>7 <u>第2号会計年度任用職員の給料及び手当は、職員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。</u></p> <p>8 <u>前各項に規定するもののほか、第2号会計年度任用職員の給料及び手当の支給に関し必要な事項は、教育委員会が定める。</u> (臨時的任用職員_____の給与)</p> <p>第23条 (略) (削除)</p> <p>第24条・第25条 (略) (旅費及び費用弁償)</p> <p>第26条 県費負担教職員の旅費<u>(第1号会計年度任用職員が公務のため旅行する場合にあつては、当該旅行に要する費用)</u>については、 県立学校教職員の例による。</p> <p>第27条～第29条 (略)</p>	<p>(臨時的任用職員及び非常勤職員の給与)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 <u>非常勤職員(短時間勤務職員を除く。)については、教育委員会は、常勤の職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で、給与を支給する。</u></p> <p>第24条・第25条 (略) (旅費_____)</p> <p>第26条 県費負担教職員の旅費_____ _____については、 県立学校教職員の例による。</p> <p>第27条～第29条 (略)</p>

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第57号）新旧対照表  
〈第11条関係〉

改 正	現 行
<p>第1条～第14条の2 (略) (時間外勤務代休時間)</p> <p>第14条の3 教育委員会は、<u>職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例</u>（昭和32年神奈川県条例第52号）第11条第4項及び学校職員の給与等に関する条例第16条第4項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、人事委員会規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（次項において「時間外勤務代休時間」という。）として、人事委員会規則で定める期間内にある第2条第3項及び次条の規定により勤務時間が割り振られた日（休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第1条～第14条の2 (略) (時間外勤務代休時間)</p> <p>第14条の3 教育委員会は、<u>職員の給与に関する条例</u>（昭和32年神奈川県条例第52号）第11条第4項及び学校職員の給与等に関する条例第16条第4項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、人事委員会規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（次項において「時間外勤務代休時間」という。）として、人事委員会規則で定める期間内にある第2条第3項及び次条の規定により勤務時間が割り振られた日（休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。</p> <p>2 (略)</p>

改 正	現 行
<p>第15条～第16条の2 (略)</p> <p>(再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員の勤務時間等)</p> <p>第17条 地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員、<u>臨時的任用職員及び非常勤職員</u>の勤務時間等については、別に人事委員会規則の定めるところによる。</p> <p>第18条 (略)</p>	<p>第15条～第16条の2 (略)</p> <p>(再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員の勤務時間等)</p> <p>第17条 地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員、<u>臨時的任用職員及び常勤を要しない職員</u>の勤務時間等については、別に人事委員会規則の定めるところによる。</p> <p>第18条 (略)</p>

職員の育児休業等に関する条例（平成4年神奈川県条例第7号）新旧対照表  
 〈第12条関係〉

改 正	現 行
<p>第1条～第6条 (略)</p> <p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 <u>職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例</u>（昭和32年神奈川県条例第52号）第15条第1項及び学校職員の給与等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第56号）第19条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（人事委員会規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 <u>職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例</u>第16条第1項及び学校職員の給与等に関する条例第20条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（<u>地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。</u>）のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。        （育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）</p> <p>第8条 <u>育児休業をした職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）</u>が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との権衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、人事委員会の定めるところにより、昇給の場合に準じて</p>	<p>第1条～第6条 (略)</p> <p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 <u>職員の給与に関する条例</u>（昭和32年神奈川県条例第52号）第15条第1項及び学校職員の給与等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第56号）第19条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（人事委員会規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 <u>職員の給与に関する条例</u>第16条第1項及び学校職員の給与等に関する条例第20条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員<u>（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。）</u>のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。        （育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）</p> <p>第8条 <u>育児休業をした職員</u>が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との権衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、人事委員会の定めるところにより、昇給の場合に準じて</p>

改 正				現 行
その者の号給を調整することができる。 第9条～16条 (略) (育児短時間勤務をしている職員についての職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例の特例)				その者の号給を調整することができる。 第9条～16条 (略) (育児短時間勤務をしている職員についての職員の給与に関する条例 _____の特例)
第17条 育児短時間勤務をしている職員についての職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。				第17条 育児短時間勤務をしている職員についての職員の給与に関する条例 _____の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
(略)				(略)
(削除)				第6条第3項 得た額 ( 得た額に、算出率を乗じて得た額 (
(略)				(略)
第18条 (略) (育児短時間勤務をしている職員についての学校職員の給与等に関する条例の特例)				第18条 (略) (育児短時間勤務をしている職員についての学校職員の給与等に関する条例の特例)
第19条 育児短時間勤務をしている職員についての学校職員の給与等に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。				第19条 育児短時間勤務をしている職員についての学校職員の給与等に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
(略)				(略)
(削除)				第6条第3項 得た額 ( 得た額に、算出率を乗じて得た額 (
(略)				(略)
第20条～第25条 (略) (育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例の特例)				第20条～第25条 (略) (育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての職員の給与に関する条例 _____の特例)
第26条 短時間勤務職員についての職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第17条の3の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。				第26条 短時間勤務職員についての職員の給与に関する条例 _____第17条の3の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
(略)				(略)
第27条～第29条 (略) (部分休業をしている職員の給与の取扱い)				第27条～第29条 (略) (部分休業をしている職員の給与の取扱い)
第30条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与及び通勤に要する				第30条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例

改正	現行
<p>費用の弁償に関する条例第9条の3及び学校職員の給与等に関する条例第9条の3の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、これらの規定に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給料及び地域手当を支給する。</p> <p>第31条・第32条 (略)</p>	<p>第9条の3及び学校職員の給与等に関する条例第9条の3の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、これらの規定に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給料及び地域手当を支給する。</p> <p>第31条・第32条 (略)</p>

神奈川県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年神奈川県条例第11号）新旧対照表  
 〈第13条関係〉

改正	現行
<p>第1条 (略)          (任命権者の報告)</p> <p>第2条 任命権者は、毎年7月末日までに、職員（臨時的任用職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項について、知事に報告しなければならない。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>第3条～第6条 (略)</p>	<p>第1条 (略)          (任命権者の報告)</p> <p>第2条 任命権者は、毎年7月末日までに、職員（臨時的任用職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員_____を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項について、知事に報告しなければならない。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>第3条～第6条 (略)</p>

教育長の給与等に関する条例（昭和24年神奈川県条例第42号）新旧対照表  
 〈附則第2項関係〉

改正	現行
<p>第2条 教育長に<u>職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例</u>（昭和32年神奈川県条例第52号）の適用を受ける職員（以下「県職員」という。）の例により地域手当及び通勤手当を支給する。</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（<u>職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例</u>第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>第2条 教育長に<u>職員の給与に関する条例</u> _____（昭和32年神奈川県条例第52号）の適用を受ける職員（以下「県職員」という。）の例により地域手当及び通勤手当を支給する。</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（<u>職員の給与に関する条例</u> _____第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>

監査委員の給与等に関する条例（昭和26年神奈川県条例第8号）新旧対照表  
 〈附則第3項関係〉

改 正	現 行
<p>第5条 常勤監査委員に<u>職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例</u>（昭和32年神奈川県条例第52号）の適用を受ける職員（以下「県職員」という。）の例により地域手当及び通勤手当を支給する。</p> <p>第6条 （略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（<u>職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例</u>第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（3） （略）</p>	<p>第5条 常勤監査委員に<u>職員の給与に関する条例</u>（昭和32年神奈川県条例第52号）の適用を受ける職員（以下「県職員」という。）の例により地域手当及び通勤手当を支給する。</p> <p>第6条 （略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（<u>職員の給与に関する条例</u>第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（3） （略）</p>

知事及び副知事の給与等に関する条例（昭和28年神奈川県条例第8号）新旧対照表  
 〈附則第4項関係〉

改 正	現 行
<p>第2条 知事及び副知事に<u>職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例</u>（昭和32年神奈川県条例第52号）の適用を受ける職員（以下「県職員」という。）の例により地域手当及び通勤手当を支給する。</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（<u>職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例</u>第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（3） （略）</p>	<p>第2条 知事及び副知事に<u>職員の給与に関する条例</u>（昭和32年神奈川県条例第52号）の適用を受ける職員（以下「県職員」という。）の例により地域手当及び通勤手当を支給する。</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（<u>職員の給与に関する条例</u>第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（3） （略）</p>

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和32年神奈川県条例第53号）新旧対照表  
 〈附則第5項関係〉

改 正	現 行
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項及び<u>職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例</u>（昭和32年神奈川県条例第52号）第10条第2項の規定に基づき、職員の特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、額及び支給方法について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第2条～第50条 （略）</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項及び<u>職員の給与に関する条例</u>（昭和32年神奈川県条例第52号）第10条第2項の規定に基づき、職員の特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、額及び支給方法について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第2条～第50条 （略）</p>

公営企業管理者の給与等に関する条例（昭和41年神奈川県条例第51号）新旧対照表  
 〈附則第6項関係〉

改 正	現 行
<p>第4条 （略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（企業職員の期末手当に係る<u>職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例</u>（昭和32年神奈川県条例第52号）第15条第5項の規定に相当する規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) （略）</p>	<p>第4条 （略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（企業職員の期末手当に係る<u>職員の給与に関する条例</u>（昭和32年神奈川県条例第52号）第15条第5項の規定に相当する規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) （略）</p>

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年神奈川県条例第6号）  
 新旧対照表  
 〈附則第7項関係〉

改 正	現 行
<p>(職員の派遣)</p> <p>第5条 一般の派遣職員に関する<u>職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例</u>（昭和32年神奈川県条例第52号）第20条第1項又は学校職員の給与等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第56号）第24条第1項の規定の適用については、それぞれ派遣先の機関の業務を公務とみなす。</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第5条 一般の派遣職員に関する<u>職員の給与に関する条例</u>（昭和32年神奈川県条例第52号）第20条第1項又は学校職員の給与等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第56号）第24条第1項の規定の適用については、それぞれ派遣先の機関の業務を公務とみなす。</p>

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年神奈川県条例第61号）新旧対照表  
 〈附則第8項関係〉

改 正	現 行
(職員の派遣)	(職員の派遣)



改 正	現 行
<p>第7条 職員派遣後職務に復帰した職員（企業職員及び現業職員を除く。次条及び第9条において同じ。）に関する<u>職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例</u>（昭和32年神奈川県条例第52号）第20条第1項又は学校職員の給与等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第56号）第24条第1項の規定の適用については、派遣先団体における業務上の傷病を公務上の傷病と、職員派遣の期間中における労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤による傷病を地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤による傷病とみなす。</p> <p>第18条 法第10条第1項の規定により採用された職員に関する<u>職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例</u>第20条第1項又は学校職員の給与等に関する条例第24条第1項の規定の適用については、特定法人における業務上の傷病を公務上の傷病と、特定法人において業務に従事した期間中における労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤による傷病を地方公務員災害補償法第2条第2項に規定する通勤による傷病とみなす。</p>	<p>第7条 職員派遣後職務に復帰した職員（企業職員及び現業職員を除く。次条及び第9条において同じ。）に関する<u>職員の給与に関する条例</u>（昭和32年神奈川県条例第52号）第20条第1項又は学校職員の給与等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第56号）第24条第1項の規定の適用については、派遣先団体における業務上の傷病を公務上の傷病と、職員派遣の期間中における労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤による傷病を地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤による傷病とみなす。</p> <p>第18条 法第10条第1項の規定により採用された職員に関する<u>職員の給与に関する条例</u>第20条第1項又は学校職員の給与等に関する条例第24条第1項の規定の適用については、特定法人における業務上の傷病を公務上の傷病と、特定法人において業務に従事した期間中における労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤による傷病を地方公務員災害補償法第2条第2項に規定する通勤による傷病とみなす。</p>

任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年神奈川県条例第5号）新旧対照表  
（附則第9項関係）

改 正	現 行
<p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第6条 <u>職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例</u>（昭和32年神奈川県条例第52号。以下「給与条例」という。）第3条から第5条まで、第7条の2から第9条まで、第9条の4及び第16条の規定は、第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員には、適用しない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第6条 <u>職員の給与に関する条例</u>（昭和32年神奈川県条例第52号。以下「給与条例」という。）第3条から第5条まで、第7条の2から第9条まで、第9条の4及び第16条の規定は、第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員には、適用しない。</p> <p>2 （略）</p>

任期付職員の採用等に関する条例（平成15年神奈川県条例第4号）新旧対照表  
（附則第10項関係）

改 正	現 行
<p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第8条 <u>職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例</u>（昭和32年神奈川県条例第52</p>	<p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第8条 <u>職員の給与に関する条例</u>（昭和32年神奈川県条例第52</p>

改正	現行
号。以下「給与条例」という。)第3条から第5条まで、第7条の2から第9条まで、第9条の4及び第16条の規定並びに学校職員の給与等に関する条例(昭和32年神奈川県条例第56号。以下「学校職員給与条例」という。)第3条から第5条まで、第7条の2から第9条まで、第9条の4、第20条及び第20条の3から第21条までの規定は、特定任期付職員には、適用しない。 2～4 (略)	号。以下「給与条例」という。)第3条から第5条まで、第7条の2から第9条まで、第9条の4及び第16条の規定並びに学校職員の給与等に関する条例(昭和32年神奈川県条例第56号。以下「学校職員給与条例」という。)第3条から第5条まで、第7条の2から第9条まで、第9条の4、第20条及び第20条の3から第21条までの規定は、特定任期付職員には、適用しない。 2～4 (略)

職員の修学部分休業に関する条例(平成17年神奈川県条例第9号)新旧対照表

〈附則第11項関係〉

改正	現行
第1条・第2条 (略) (修学部分休業取得中の給与) 第3条 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、 <u>職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例</u> (昭和32年神奈川県条例第52号)第9条の3及び学校職員の給与等に関する条例(昭和32年神奈川県条例第56号)第9条の3の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、修学部分休業に係る勤務1時間当たりの給与額(給料(教職調整額を含む。))及び管理職手当並びにこれらに対する地域手当、初任給調整手当、農林漁業普及指導手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当並びに産業教育手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額をいう。)を減額して給与を支給する。 2・3 (略) 第4条・第5条 (略)	第1条・第2条 (略) (修学部分休業取得中の給与) 第3条 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、 <u>職員の給与に関する条例</u> (昭和32年神奈川県条例第52号)第9条の3及び学校職員の給与等に関する条例(昭和32年神奈川県条例第56号)第9条の3の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、修学部分休業に係る勤務1時間当たりの給与額(給料(教職調整額を含む。))及び管理職手当並びにこれらに対する地域手当、初任給調整手当、農林漁業普及指導手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当並びに産業教育手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額をいう。)を減額して給与を支給する。 2・3 (略) 第4条・第5条 (略)

職員の高齢者部分休業に関する条例(平成17年神奈川県条例第10号)新旧対照表

〈附則第12項関係〉

改正	現行
第1条・第2条 (略) (高齢者部分休業取得中の給与) 第3条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、 <u>職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例</u> (昭和32年神	第1条・第2条 (略) (高齢者部分休業取得中の給与) 第3条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、 <u>職員の給与に関する条例</u> (昭和32年神

改 正	現 行
<p>奈川県条例第52号) 第9条の3及び学校職員の給与等に関する条例(昭和32年神奈川県条例第56号) 第9条の3の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、高齢者部分休業に係る勤務1時間当たりの給与額(給料(教職調整額を含む。))及び管理職手当並びにこれらに対する地域手当、初任給調整手当、農林漁業普及指導手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当並びに産業教育手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額をいう。)を減額して給与を支給する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第4条～第6条 (略)</p>	<p>奈川県条例第52号) 第9条の3及び学校職員の給与等に関する条例(昭和32年神奈川県条例第56号) 第9条の3の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、高齢者部分休業に係る勤務1時間当たりの給与額(給料(教職調整額を含む。))及び管理職手当並びにこれらに対する地域手当、初任給調整手当、農林漁業普及指導手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当並びに産業教育手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額をいう。)を減額して給与を支給する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第4条～第6条 (略)</p>

特別職の秘書の職の指定等に関する条例(平成20年神奈川県条例第5号) 新旧対照表  
 (附則第13項関係)

改 正	現 行
<p>(地域手当及び通勤手当)</p> <p>第4条 秘書に職員<del>の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例</del>(昭和32年神奈川県条例第52号)の適用を受ける職員(以下「県職員」という。)の例により地域手当及び通勤手当を支給する。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在(同項後段に規定する者にあつては、退職又は死亡の日現在)において、期末手当基礎額(職員<del>の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例</del>第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。)に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(地域手当及び通勤手当)</p> <p>第4条 秘書に職員<del>の給与に関する条例</del>(昭和32年神奈川県条例第52号)の適用を受ける職員(以下「県職員」という。)の例により地域手当及び通勤手当を支給する。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在(同項後段に規定する者にあつては、退職又は死亡の日現在)において、期末手当基礎額(職員<del>の給与に関する条例</del>第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。)に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>

専門委員、顧問及び参与の設置等並びに専門委員その他の非常勤職員の報酬等に関する条例(平成25年神奈川県条例第110号) 新旧対照表  
 (附則第14項関係)

改 正	現 行
(費用弁償)	(費用弁償)

改 正	現 行
<p>第9条 専門委員その他の非常勤職員が職務のため旅行したときは、別に定めがあるものを除き、費用弁償として<u>職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例</u>（昭和32年神奈川県条例第52号）の適用を受ける職員（以下「県職員」という。）の例により計算した額の旅費を支給する。</p>	<p>第9条 専門委員その他の非常勤職員が職務のため旅行したときは、別に定めがあるものを除き、費用弁償として<u>職員の給与に関する条例</u>（昭和32年神奈川県条例第52号）の適用を受ける職員（以下「県職員」という。）の例により計算した額の旅費を支給する。</p>

2 神奈川県手数料条例（平成12年神奈川県条例第2号）新旧対照表

改 正			現 行		
別表（第2条関係） 1～7（略） 8 県土整備局関係			別表（第2条関係） 1～7（略） 8 県土整備局関係		
手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額	手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額
1～55（略）			1～55（略）		
56 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（次項及び58の項に該当する場合を除く。）	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	(1)・(2)（略） <u>(3) 2以上の建築物の場合（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項に規定する他の建築物を含む場合をいう。次項、59の項及び60の項において同じ。）当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額</u> ア 申請に係る建築物 <u>(1)又は(2)の規定の例により算定した金額</u> イ 他の建築物（ <u>ウに掲げるものを除く。</u> ） <u>(1)又は(2)の規定の例により算定した金額</u> ウ 他の建築物（ <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたも</u>	56 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（次項及び58の項に該当する場合を除く。）	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	(1)・(2)（略） <u>(新設)</u>

改 正			現 行		
		<p>の又は住宅性能評価を行った住宅に係るものに限る。)</p> <p>次項(1)又は(2)の規定の例により算定した金額</p>			
57 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画(同法第30条第1項第1号から第3号までに掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は住宅性能評価を行った住宅に係るものに限る。)の認定の申請に対する審査(次項に該当する場合を除く。)	登録住宅性能評価機関等による審査を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定申請手数料	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>2以上の建築物の場合 当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額</u></p> <p>ア <u>申請に係る建築物</u>  <u>(1)又は(2)の規定の例により算定した金額</u></p> <p>イ <u>他の建築物(ウに掲げるものを除く。)</u>  <u>前項(1)又は(2)の規定の例により算定した金額</u></p> <p>ウ <u>他の建築物(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は住宅性能評価を行った住宅に係るものに限る。)</u>  <u>(1)又は(2)の規定の例により算定した金額</u></p>	57 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画(同法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は住宅性能評価を行った住宅に係るものに限る。)の認定の申請に対する審査(次項に該当する場合を除く。)	登録住宅性能評価機関等による審査を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定申請手数料	(1)・(2) (略) <u>(新設)</u>
58 (略)			58 (略)		

改 正		現 行	
59 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（前項及び次項に該当する場合を除く。）	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	59 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（前項及び次項に該当する場合を除く。）	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料
	<p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 2以上の建築物の場合 当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額</u></p> <p><u>ア 申請に係る建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの</u>  <u>(1)又は(2)の規定の例により算定した金額</u></p> <p><u>イ 既に計画の認定を受けた他の建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの</u>  <u>(ウに掲げるものを除く。)</u>  <u>(1)又は(2)の規定の例により算定した金額</u></p> <p><u>ウ 既に計画の認定を受けた他の建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの</u>  <u>(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたものに限る。)</u>  <u>次項(1)又は(2)の</u></p>		<p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

改 正			現 行		
		<u>規定の例により算定した金額</u> エ <u>新たに計画に追加する建築物（オに掲げるものを除く。）</u> <u>56の項(1)又は(2)の規定の例により算定した金額</u> オ <u>新たに計画に追加する建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は住宅性能評価を行った住宅に係るものに限る。）</u> <u>57の項(1)又は(2)の規定の例により算定した金額</u>			
60 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（変更部分について同法第30条第1項第1号から第	変更部分について登録住宅性能評価機関等による審査を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料	(1)・(2) (略) <u>(3) 2以上の建築物の場合 当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額</u> ア <u>申請に係る建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの</u> <u>(1)又は(2)の規定の例により算定した金額</u> イ <u>既に計画の認</u>	60 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（変更部分について同法第30条第1項各号に掲げる	変更部分について登録住宅性能評価機関等による審査を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料	(1)・(2) (略) <u>(新設)</u>



改 正		現 行	
<p>3号までに掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたものに限り、58の項に該当する場合を除く。）</p>		<p><u>定を受けた他の建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの</u>  <u>(ウに掲げるものを除く。)</u>  <u>前項(1)又は(2)の規定の例により算定した金額</u>  <u>ウ 既に計画の認定を受けた他の建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの</u>  <u>(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたものに限る。)</u>  <u>(1)又は(2)の規定の例により算定した金額</u>  <u>エ 新たに計画に追加する建築物</u>  <u>(オに掲げるものを除く。)</u>  <u>56の項(1)又は(2)の規定の例により算定した金額</u>  <u>オ 新たに計画に追加する建築物</u>  <u>(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつ</u></p>	<p>基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたものに限り、58の項に該当する場合を除く。)</p>

改 正			現 行		
		<u>き、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は住宅性能評価を行った住宅に係るものに限る。)</u> <u>57の項(1)又は(2)の規定の例により算定した金額</u>			
61～66 (略)			61～66 (略)		
9～11 (略)			9～11 (略)		

3 企業の立地の促進に係る不動産取得税の税率の特例に関する条例（平成16年神奈川県条例第62号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>第1条（略） （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p><u>(1) 企業立地支援事業 次のいずれかに該当する事業のうち、県内における企業の立地を支援することが適当であるものとして知事が認めるものをいう。</u></p> <p><u>ア 次のいずれかに該当する事業のうち、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類（以下「日本標準産業分類」という。）に定める大分類E一製造業、大分類F一電気・ガス・熱供給・水道業、大分類G一情報通信業、大分類I一卸売業、小売業、大分類L一学術研究、専門・技術サービス業、大分類M一宿泊業、飲食サービス業又は大分類N一生活関連サービス業、娯楽業に属するもの</u></p> <p><u>(ア) 食品その他の心身の状態の改善に資するものに関する事業</u></p> <p><u>(イ) ロボットに関する事業</u></p> <p><u>(ウ) 太陽光、風力その他の再生可能エネルギー源（永続的に利用することができると認められるエネルギー源をいう。）の利用に関する事業</u></p> <p><u>(エ) 水素エネルギーに関する事業</u></p> <p><u>(オ) 観光に関する事業</u></p> <p><u>(カ) 技術革新の進展に即応した高度な産業技術を用いて研究開発がされ、又は製造される素材に関する事業</u></p> <p><u>(キ) 高度な医療の提供に資する医療技術、医療機器又は医薬品に関する事業</u></p> <p><u>(ク) 情報通信又は電子工学に関する事業</u></p> <p><u>(ケ) 輸送用機械器具に関する事業</u></p> <p><u>イ 横須賀市、鎌倉市、小田原市、逗子市、三浦市、南足柄市、三浦郡、足柄上郡又は足柄下郡の区域において行われる事業（アに掲げるものを除く。）のうち、日本標準産業分類に定める中分類09</u></p>	<p>第1条（略） （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p><u>(1) 企業立地支援事業 次のいずれかに該当する事業のうち、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に定める大分類E一製造業、大分類F一電気・ガス・熱供給・水道業、大分類G一情報通信業、大分類I一卸売業、小売業、大分類L一学術研究、専門・技術サービス業、大分類M一宿泊業、飲食サービス業又は大分類N一生活関連サービス業、娯楽業に属する事業で、県内における企業の立地を支援することが適当であるものとして知事が認めるものをいう。</u></p> <p><u>ア 食品その他の心身の状態の改善に資するものに関する事業</u></p> <p><u>イ ロボットに関する事業</u></p> <p><u>ウ 太陽光、風力その他の再生可能エネルギー源（永続的に利用することができると認められるエネルギー源をいう。）の利用に関する事業</u></p> <p><u>エ 水素エネルギーに関する事業</u></p> <p><u>オ 観光に関する事業</u></p> <p><u>カ 技術革新の進展に即応した高度な産業技術を用いて研究開発がされ、又は製造される素材に関する事業</u></p> <p><u>キ 高度な医療の提供に資する医療技術、医療機器又は医薬品に関する事業</u></p> <p><u>ク 情報通信又は電子工学に関する事業</u></p> <p><u>ケ 輸送用機械器具に関する事業</u></p>

改 正	現 行
<p><u>一食料品製造業又は中分類10一飲料・たばこ・飼料製造業（たばこ、飼料又は有機質肥料製造業に係るものを除く。）に属するもの</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(不動産取得税の不均一課税)</p> <p>第3条 企業立地支援事業を行う者（<u>令和元年11月1日から令和6年3月31日までの間に当該企業立地支援事業に係る前条第1号の規定による認定の申請をした者に限る。</u>）が対象不動産を取得した場合における当該対象不動産の取得に対して課する不動産取得税の税率は、神奈川県県税条例第23条及び同条例附則第26項の規定にかかわらず、同条又は同項に定める率に2分の1を乗じて得た率とし、同条例附則第27項の規定は適用しない。</p>	<p>(2) (略)</p> <p>(不動産取得税の不均一課税)</p> <p>第3条 企業立地支援事業を行う者（<u>平成28年4月1日から平成32年3月31日までの間に当該企業立地支援事業に係る前条第1号の規定による認定の申請をした者に限る。</u>）が対象不動産を取得した場合における当該対象不動産の取得に対して課する不動産取得税の税率は、神奈川県県税条例第23条及び同条例附則第26項の規定にかかわらず、同条又は同項に定める率に2分の1を乗じて得た率とし、同条例附則第27項の規定は適用しない。</p>

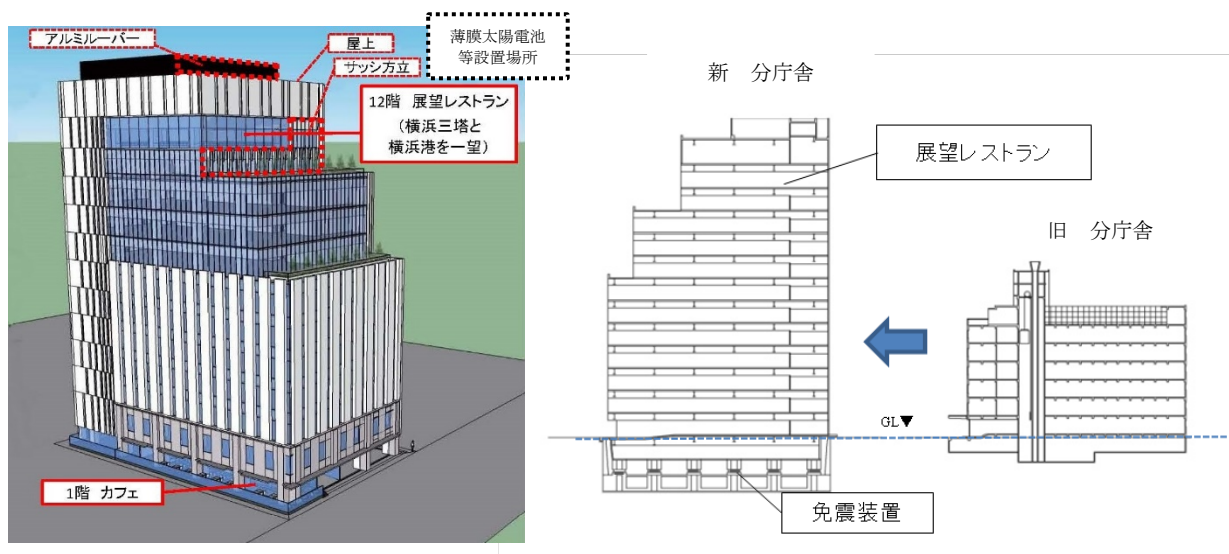
#### 4 分庁舎新築工事の概要

##### (1) 目的

大規模地震・津波発生時における本庁機能の確保に向け、分庁舎の整備工事を行う。整備工事を行うことにより、分庁舎の耐震化、床面積の拡大を図る。

##### (2) 事業概要

- ・ 建築面積：1001.18 m<sup>2</sup>
- ・ 延べ床面積：12,053.80 m<sup>2</sup>
- ・ 構造及び規模：地上 鉄骨造 CFT柱（コンクリート充填鋼管柱）  
地下 鉄骨鉄筋コンクリート造（基礎免震構造）  
地上13階 地下1階 塔屋
- ・ カフェ（1階）、展望レストラン（12階）の設置



##### (3) 請負契約の内容

###### ア 工期

- ・ 建築 平成28年12月20日から令和2年9月30日
- ・ 機械及び電気 平成29年3月22日から令和2年9月30日

###### イ 工事請負金額

工事名称	変更前請負契約金額	変更後請負契約金額
分庁舎新築工事（建築）	56億3,833万9,800円	56億9,715万6,800円
分庁舎新築工事（機械）	11億6,509万7,520円	11億7,455万8,620円
分庁舎新築工事（電気）	9億7,353万3,600円	9億8,321万3,600円

##### (4) 工事スケジュール

H28	H29	H30	R1	R2
除却	杭・掘削・地下工事	地上躯体工事	内装・設備工事	